

## 第4部 金融検査

### 第20章 平成17検査事務年度の概観

17検査事務年度(17年7月～18年6月)は、金融改革プログラムの開始の年であり、金融検査においても、主要行の不良債権問題の正常化等を踏まえた金融行政のフェーズの転換に対応した取組みを図ってきたところである。具体的には、「平成17検査事務年度検査基本方針及び基本計画」(資料21-1-1)等に基づき、以下の取組みに重点を置いた検査を実施した。

#### 金融検査に関する基本指針と金融検査評定制度

1. 金融検査に関する基本指針の着実な運用
2. 金融検査評定制度の施行に向けた対応

#### 検査重点事項

1. 利用者保護への対応
  - 個人情報保護等の検証
  - 説明責任及び契約の履行状況の検証
  - 苦情等処理態勢の検証
  - 情報開示の適切性の検証
  - 金融取引の安全の確保の検証
2. 中小企業の事業再生や地域の再生・活性化への対応
  - 地域金融機関における中小企業の事業再生に向けた取組みの検証
  - 中小企業の経営実態等に即した検査
3. プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証
  - 個別事案の取扱いの適切性のみならず、プロセス・チェックに重点を置いて検証
  - 個々の金融機関の実態に即して、特定のリスク管理態勢に偏ることなく、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について幅広く検証
4. 金融の国際化・構造変化への対応
  - 金融コングロマリット監督指針を踏まえた検査
  - 金融機関のマナー・ローンダリングへの取組みについて検証
  - 「保険会社に係る検査マニュアル」の改訂及び「信託検査マニュアル」(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)の策定、等